

みやぎ海岸林再生みんなの森林づくり活動協定書

宮城県知事(以下「甲」という。), 市(町)長(以下「乙」という。)及び「以下「丙」という。」は、海岸防災林の再生に向けた活動に関し、次のとおり活動協定を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

(協定の目的)

第1 この協定は、協定締結者の役割を明らかにするとともに、協定締結者の連携及び協力により、本協定に基づく海岸防災林の再生に向けた活動が円滑に実施されることを目的とする。

(森林の名称、位置及び面積)

第2 甲及び乙は、下記の森林において、丙に活動を行わせるものとする。

記

1. 森林の場所	
2. 林小班	
3. 森林の面積	
3. 森林の名称	

(全体活動計画書の提出)

第3 丙は、活動の実施にあたって、別記様式第1号により全体活動計画を作成し、甲及び乙と調整した上で、協定締結のあった日から14日以内に甲及び乙に提出するものとする。

2 甲及び乙は、丙が実施する活動が健全な海岸防災林等の造成に資することを踏まえ、前項により丙が作成する計画に対し、必要に応じて技術的指導等作成支援を行うものとする。

3 丙は、前項の全体活動計画を変更しようとする場合は、甲及び乙と調整した上で、変更しようとする14日前までに甲及び乙に提出するものとする。

(年間活動計画書の提出)

第4 丙は、毎年度の活動の実施にあたって、別記様式第2号により年間活動計画を作成し、甲及び乙と調整の上、前年度の3月20日までに甲及び乙に提出するものとする。

2 前項に係わらず、活動初年度にあたっては、丙は、活動を開始する10日前までに甲及び乙に提出するものとする。

3 丙は、前項の年間活動計画を変更しようとする場合は、甲及び乙と調整した上で、変更しようとする14日前までに甲及び乙に提出するものとする。

(活動の着手)

第5 丙は、活動に着手した時は、着手した日から10日以内に別記様式第3号により甲及び乙に届け出るものとする。

(活動実績の報告)

第6 丙は、毎年度の活動実績について、活動を実施した翌年度の4月20日まで別記様式第4号により甲及び乙に報告するものとする。

(活動の実施)

- 第7 丙は、別記様式第1号及び第2号の計画に沿って活動を実施するものとする。
- 2 甲及び乙は、丙が行う植栽等の活動に対し、海岸防災林として求められる災害防止機能等が確保されるよう必要な技術的指導・調整を行うものとする。
- 3 甲、乙及び丙は、活動に参加する者(以下「活動参加者」という。)に対し、適切な連絡調整を図りながら、活動の円滑な実施に努めるものとする。
- 4 丙は、活動参加者に対し、活動を行う森林が各般の法令等の制限を課されている場合にあっては、その法令等による規定を遵守させ活動を実施するものとする。

(安全確保等の措置)

- 第8 丙は、活動の実施の都度、実施場所ごとに責任者を配置するとともに、事故の未然防止に必要な措置、事故発生時における連絡等の緊急体制の確保及び事後措置等について万全を期するものとする。
- 2 丙は、本協定に基づく活動参加者の安全(緊急時の避難を含む)を責任を持って確保し、万一、活動に伴い事故が発生し、活動参加者が負傷等した場合の補償等の責任の所在について、あらかじめ明確にしておくものとする。

(経費の負担)

- 第9 活動の実施に要する経費については、丙が負担するものとする。

(立木竹等の所有権等の権利)

- 第10 丙は協定締結期間中及び協定締結終了後のいずれにおいても、実施箇所の土地、立木竹等についての所有権及び活動により生ずる全ての権利を有しないものとする。

(標識等の設置)

- 第11 丙は、活動にあたり、甲及び乙がそれぞれの所有林の管理経営上支障が生じないと認める場合は、標識類を設置することができるものとする。
- 2 標識類の設置計画等については、第3に基づく全体活動計画に掲載するほか、標示内容等について必要に応じ甲及び乙とあらかじめ連絡調整するものとする。

(法令等の遵守)

- 第12 丙は、活動の対象となる森林に係る法令等による規定を遵守するものとする。

(林野火災防止等の措置)

- 第13 丙は、当該活動実施箇所及びその周辺において、林野火災等の災害又はその他の被害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、遅滞なく甲及び乙に報告するものとする。
- 2 丙は、活動参加者に対し、当該活動箇所及びその周辺における火災防止に十分留意するよう周知する等して林野火災防止に万全を期すとともに、万一、林野火災が発生した場合には直ちに甲、乙及び消防関係機関等に連絡するものとする。
- 3 丙は、活動参加者に対し、活動に伴う廃棄物の始末等の注意を呼びかけ、当該活動箇所及びその周辺における環境美化に努めるものとする。

(損害賠償)

- 第14 丙及び活動参加者は、その責に帰すべき事由により、立木竹、その他甲及び乙の財産に損害を与えた場合には、これに相当する金額を補償するものとする。

(活動実施箇所の適切な管理)

- 第15 甲及び乙は、※森林の名称 が国民により自主的に整備等されるものであることを

踏まえ、適切な管理を行うものとする。

(協定の破棄)

第16 甲及び乙は、次の場合、本協定を破棄することができるものとする。この場合、甲及び乙は、丙に事前に通知した上で本協定を破棄するものとし、必要に応じてその事実、団体名等を公表するものとする。

- (1) 活動の対象となる森林に係る法令等に違反する行為があった場合
- (2) 本協定に基づいた活動の実施の見込みがない、又は活動の円滑な実施に著しい支障が生じたものと認められる場合
- (3) ※ 森林の名称 の全部又は一部を、国又は地方公共団体において公共用、公用又は公益的事業の用に供する必要が生じたとき
- (4) 甲及び乙が実施する管理経営及び地域森林計画等、森林整備計画に支障を及ぼし、又は支障を及ぼすものと認められる場合
- (5) 協定締結者としてふさわしくない行為を行ったこと等により、協定締結者として不適当であると認められる場合

(協定の有効期間)

第17 本協定は、平成 年 月 日から平成 年 月 日まで効力を有するものとする。

2 本協定の平成 年 月 日以降の取扱いについては、丙からの活動継続の申出により特段の事情がない限り、甲及び乙の管理経営の情勢を踏まえた上で、別記様式第1号の全体活動計画書に記載された活動計画に基づき更新を行うものとする。

3 前項の場合においては、別途書面において協定期間を延長するものとする。

(その他必要と認められる事項)

第18 本協定の実施につき疑義が生じた事項又は本協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書 通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成 年 月 日

甲 宮城県知事 印

乙 ○○市(町)長 印

丙 住所
氏名 印